

千島艦衝突沈没事件 (2)

澤 護

千島艦沈没事件の海事審問

明治25年(1892)12月20日午前10時、千島艦と衝突したラヴェンナ号の海事審問が、横浜の英国領事館に於いて開廷された。この審問に合わせ、ラヴェンナ号の船長ブラウンを始め乗組員等は、前日の19日にイギリス郵船のマルワ号(Malwa)にて横浜に到着していた。

当日の審問長はイギリスの巡洋艦リーンダー(Leander)のカッスル艦長(Capt. Castle)で、立会人はイギリス領事のトループ(James Troup)、リーンダー艦の乗組員であったサッドレル海軍中尉と横浜居留地15番のP.&O.社の代理人口トワスの3名であった。

一方、日本側からは葛城艦の佐藤艦長、東郷少佐、出羽少佐、桂木少佐、松本大尉、小森澤主理と司法省雇いのイギリス人カークウッド(W. M. Kirkwood)が傍聴のため出席した。

葛城艦は千島艦の沈没現場で探索し、沈没の箇所も明瞭になったことで12月17日の夜に神戸に戻ったが、海軍省からの命令により急遽横須賀へ出航し、さらに20日に横浜入港した。20日の海事審問に合わせての葛城艦の横浜入港だけに、海軍省のこの審問に対する関心が極めて強いものであったことが、この一件だけでもみてとれる。

午前10時の定刻に合わせ、ラヴェンナ号の船長ブラウンならびに機関士ら乗組員は、彼らの代理人でイギリス人代言人ラウダー(J. F. Lowder)に伴われ出廷した。ラウダーは明治初年に大蔵省や外務省に雇われ、雇用期間が過ぎた後も長く横浜に居住した腕の立つ弁護士であった。

審問長はまず衝突の模様について審問したが、ブラウン船長はその時は熟睡中で、衝突の音に驚き目を覚まし、すぐさま千島艦乗組員の救助に着手したと約2時間に渡ってその顛末を述べた。

翌21日に第2回目の審問があり、この日はラヴェンナ号の一等運転師ブラウン (E. W. Brown)、スロックモートン (W. Throckmorton) ら5名の乗組員に対して事実の審問をなしたが、その陳述の大意は先に記述した水先案内人の北野由兵衛の話とさほど異なっただ点はなく、格別の事実の相違点はでてこなかった。なお、この日の審問には、鍋木元千島艦長心得も傍聴のため出席していた。

第3回目の審問は22日に場所も同じ英国領事館で開廷され、審問官らはこれまで通りで顔ぶれに変化はなかった。2回の審問でラヴェンナ号側の乗組員への尋問はほぼ終わっていたため、この日は千島艦側の乗組員や元艦長鍋木大尉の尋問に移った。

審問長は鍋木大尉に対しまず衝突前後の模様を尋ねたが、その答弁の大意はおおよそ次のようなものであった。千島艦がラヴェンナ号と衝突したとき自分は甲板にいたが、千島艦はあっという間に海中に沈み、自分も海に投げ出された。渦浪に引き込まれながらもなんとか海面に頭をだし、30分ほど浮泳していたところ、側に汽船がいるのに気づき大声で救助を求めた。

漸く1本の船縄を投げ下ろしてくれたものの、身体が冷え切っていて意のままにならずいたところ、さらにもう1本の縄を下ろしてくれたのでこれに掴まり、やっとのことでラヴェンナ号のデッキに登ることができた。同号に上ったときは心神喪失の状態にあったが、それでも濡れた衣服を脱ぎ、与えられた毛布1枚を体にまとい、その場にしばし倒臥していた。

この時、審問官は誰が衣服を与えてくれたのか覚えているかと尋ねると、鍋木は確かな記憶ではないがラヴェンナ号の船長だったような気がする

答えた。その後、悪寒を覚え身体がしきりに戦慄してきたため2、3杯のブランデーを飲み、船長が渡してくれたシャツやズボンを身に着け、やっと心地がついた。そこで、ラヴェンナ号の被害はどうかと尋ねたところ船長は何も変わったことはない（新聞記事によってはただ大破）と答え、後は話を交わすのを嫌がる様子であった。

ラヴェンナ号に救助され甲板にいた千島艦の乗組員の数は16名ほどで、あまりにも少な過ぎ、しかも他の乗組員の生死も不明のため、船長に端艇を速やかに下ろし捜索してもらいたいと頼んだところ、船長は朝食の後でなければこれに応じ難いと言った。

その内に松山病院の医師、堀江村長、巡査らが端艇に乗ってきてわれわれを介抱してくれたが、この時になっても船長は端艇を下ろす気配もないため、巡査らに近海を捜索し救助にあたるように託した。

船長に対しラヴェンナ号の出航のことを聴いてみたところ、修繕を加えなければ出航はできず、2、3日は碇泊することになるとのことだったので、鍋木はこの日の午後4時頃に英船から下り松山の陸軍病院に入院した。

第3回目の審問ではラヴェンナ号側の代理人ラウダー代言人と鍋木との間で若干の厳しい応答があったが、このとき鍋木は審問官の問に対しては答弁するが、ラウダーと問答する必要はないと語り、衝突前後の外面的な事実を述べるに止まった。

23日の第4回目の審問は、昨日の審問で言漏した英船側の取り扱い方に問題があるとして、まず鍋木大尉の陳述から始まった。鍋木はまず衝突前に千島艦は大いに減速したにもかかわらず、ラヴェンナ号は非常の速力にて進行してきたのはまぎれもない事実であると述べ、さらに同船に救助された後の船長のとった態度は、実に不親切この上ないものであったと憤懣を吐露した。

この後、千島艦の土山哲三少尉、舵取の一等兵曹志村恒雄、三等兵曹渡辺儀三郎さらにフランス人機関士レノーへの訊問があった。

24日は引き続き第5回目の審問が行われたが、この日はラヴェンナ号のインド人乗組員ら3名に事故当時の様子を尋問し、その後で同号の医者に対し、千島艦乗組員への治療の模様や取り扱い方についての質問があった。これら審問の最中に、ラヴェンナ号側の代言人ラウダーの執拗で細かな質問を受け、鏑木大尉とレノーは憤激し答弁を拒否するなど開廷中にいろいろと波瀾もみられた。

この日の審問で千島艦とラヴェンナ号の乗組員に対しての審問は終わり、両船の乗組員が陳述した書面に署名捺印することになった。この署名に際し、鏑木大尉は英文で認めた陳述書に調印するのは、英文を理解しない者にははなはだ不都合であり、日本文に訳したものに調印したいと申し出たが、これは法廷の仕来りの上で認められないとなり、英文の陳述書を再読の上で調印することになった。

明治25年12月28日、横浜英国領事館に於いてラヴェンナ号の船長ならびに乗組員一同に対し、無罪の判決が審問長カッスルより下された。この日の傍聴席には佐藤葛城艦長、東郷海軍少佐らも参席しいっぱいであった。この判決文はかなりの長文に渡るので、大意を以下に記録してみる。

ラヴェンナ号は明治25年11月29日神戸より長崎に向け出航したが、その時の乗船客は23名、船中人員は乗組員ら150名、搭載の積荷は主に雑貨であった。同号の11月30日午前4時20分頃の進行方針は西南40度、速力は12.5ノットで、右方向に綱島を、船首の前方には釣島燈台が望めた。この時、14・15マイルの先に千島艦の白燈がみえたが、他には一切の燈光は見えなかった。

船長はブラウン一等機械士と瀬戸内水先案内の免許を持つ北野由兵衛らと甲板にいたが、神戸を出航後11時間もそこにいたため甲板を去り、船室に退いて就寝した。その30分ほど後、船長は烈しい震動を感じ、また汽笛を聞いて直ちに甲板にかけつけ、ここで始めて衝突の事実を知った。

船長はまず乗客全員をブリッジに上げるよう命じ、次に機関の損所を確

認し、機関の運転が次第に退却し船が針路を失ってきたため、機関の停止を命令して進行を止めた。この後で、郵便端艇、救助端艇、快速端艇を下ろすよう命じ、一方では万一の場合に備え乗客の避難用のボートの準備にあたらせた。

船長自身は自船の受けた損傷を検査し、当面は即刻の危険がないことを確認して、同船を遭難現場に停船させることにした。端艇は命令に従い迅速な行動をとったとみえ、3、40分後に千島艦長鏑木誠、仏国保証機械師エノーおよび水兵13名を救助した。また、土山哲三少尉が本船の損傷を受けた船首に登ってきたのを発見し、直ちに船中に救助した。

拂曉近くになり救助に向かった端艇はみな戻ってきたので、なお念のため郵便端艇をもう一度遭難者の捜査に行かせたが、この時に救助された者はひとりもいなかった。ラヴェンナ号の損傷も捨ておくわけにもいかず、安全な錨地を求め午前9時に堀江湾に進行し、ここに停船した。

長崎の領事法廷に於いてラヴェンナ号の一等士官、五等士官、水先案内人らが証言したことによると、11月30日午前4時45分頃に右舷の船首方向に千島艦の紅光を一個認め、このためラヴェンナ号は10度左舷に転向し、そのまま進行していった。然るのちさらに左舷に向きを変えたところ、千島艦の紅燈が近くにみえ、同艦が右舷にみえたと同時に3燈光も確認されたので汽笛を一度鳴らし注意をした。

千島艦も汽笛を鳴らし、ラヴェンナ号の船首を横切ろうとして、その針路を右舷に転向していた。衝突の際に、ラヴェンナ号は機関の運転を止め、舵を反対方向に切り、その船首は北西85度にあった。

このような提示された証拠資料によると、ラヴェンナ号が千島艦の紅燈を確認したとき、同号は行船規程に従って正当な針路を取っていた。これにより、当法廷はラヴェンナ号の行為が衝突の第一原因であったとは思考するわけにはいかない。衝突の直前に同号が一声の汽笛を吹き、強く舵を左舷に転向し機関を止めたのは衝突の効験を減じさせることになった。ラ

ヴェンナ号の船長ならびに職務を執っていた航海士や乗組員に対し、法廷はいささかの非難を加えることはない。また、同号の船中に於いては適切な規律を遵守したこと、千島艦の艦長ならびに乗組員の生命を救ったことを認知する。

故に、船長およびその他の乗組員は一同無罪である。裁判費用は、ヴィクトリア1718年の規則第104号263款140条により、船長は26ポンド19シリング8ペンス（197ドル2セント）を払うものとするとのことで、英国領事館で開かれていた海事審問は判決をみた。

この審問を傍聴していた東郷少佐は直ちに上京し、海軍大臣にその趣意を復命した。一方、この判決については海軍内部で不満の声が上がり、とりわけ鏑木大尉ら日本人への審問は離隔して実施されたのに対し、イギリス人側への審問は終始傍聴する方法をとったのはどのような理由によるものかなど非難が渦まいた。

特に、千島艦の所属港であった佐世保鎮守府や横須賀鎮守府海兵団からは、この無罪判決に不満の声が上がり、仮に鏑木大尉が軍法会議で糺断を受け、その処分が寛大でない場合にはとうてい承服できるものではないと、すこぶる議論が沸声した。一方で日本政府はイギリス郵船に対し損害要償の訴訟を起こす用意をし、同郵船にその照会を始めた。これは海軍々部内の不満の感を押さえるためにも、当然とらなければならない処置であった。

千島艦問題の論説記事

ラヴェンナ号の船長が審問のすえ無罪の判決を受けたことで、海軍部内では驚きの声上がり、同時に同号が伊豫の狭隘海峡を通行するに陸地を右にみて進行していたので、これは過失がないということ、また両艦が接近するに及んでラヴェンナ号は進行を止めたということなどは事実と相違しているのではないかとの声も高くなった。明治26年1月3日の次の新聞

記事が的確に日本人の感情を代弁しているので、かなり長文に渡るが記述しておく。

「千島艦の敵手なるラヴェンナ船長は、先きに横濱英國領事廳にて無罪を宣告せられたり。彼已に無罪を宣告せられたりとせば、千島艦長鏑木は有罪となるか、曰く決して然らず。彼無罪と宣告せらるゝも、我千島の艦長は有罪無罪未だ知るべからず。吾人、日本人民たる者より見れば、領事廳の裁判たる被告の一人が裁判官となり、被告ブラウンに無罪の判決を與へたるやの感なきにあらず。英國領事廳の裁判は、他の領事廳の裁判に比すれば、幾分か信用ありとの評ある者なり。其信用ある英國領事廳の裁判と雖ども、彼は治外法權と云える鐵壁の中に割據して、自國の臣民を審問裁決するが故に、吾人東方人民は其判決に信服する能はざるなり。

日本人はノルマントン號沈没事件を記憶せり。同號の紀海に沈没するや、外人には船長ドレーキを始め生存者ありたりと雖ども、日本人は悉く海底不眠の鬼と化したり。當時、神戸英國領事廳はドレーキに對して如何なる判決を與しや、彼は無罪の宣告を申渡され、我四千万の同胞をして切齒扼腕せしめたり。後、横濱にて再び領事裁判を開き、彼に數ヶ月の禁錮を命じたりしも、畢竟日本の輿論嗷々として、彼ドレーキの無状を憤りたる結果なり。若し當時輿論の嗷々なかりせば、英國領事は神戸海事審問を以て終結としたるやも知れず、其他英國軍艦商船が東洋に跋扈し、傍若無人の舉動あるは獨り日本人の噴ふるのみならず、諸外國人と雖も彼の無状を憤ふれり。

殊に、ラヴェンナ船長ブラウンの宣告書中“若し速かにラヴェンナが進向を停め、方向を他に轉ぜしならば、衝突の害を輕からしめたるなん”と云一言に至りては、英國領事すら已にブラウンに幾分の不注意あることを認めたり。吾人、日本人は英國領事廳の判決に向つて、満足する能

はざるなり。

英國領事廳はブラウンに無罪の判決を與へたり。然れども、ブラウンに對する無罪の判決は、我千島艦長鎬木の有罪を確定するに足らざる者とす。我海軍省は是より鎬木の有罪無罪を審問判決せざるべからず。海軍省は速かに審問廷を開き、鎬木の有罪無罪を決すべし。我海軍省の審問、若し鎬木を有罪と決せば、横濱英國領事廳の判決は異議を容るゝを許さざる者となる。然れども、我海軍の審問にして鎬木に無罪なりとの判決を下すことあらば、衝突の責何れに歸すべきや。海軍省は之を黙々に附し、比衝突を以てアクト、オブ、ゴットに歸するか。海軍省、之を造物者の作為に歸せんとするも、日本の輿論は決して之を許さず。敵手は造物者にあらずして、ラヴェンナ號なりとせば、責の歸する所を明にせざるべからず。又、我海軍省も決して之を黙々に附せざるべし。

我も無罪の宣告を渡し、彼も無罪の宣告を渡すこととならば、我は如何にして比の不幸の幾分を回療する法を求むべきや。余輩の考ふる所を以てせば、我より英國領事廳の判決を不當となし、領事廳の判決を破ぶる手段を取るより外なきが如し。彼領事廳は其判決文に於て、已に船長ブラウンの不注意を見認めたり。衝突の際、進行を止めざりしを遺憾としたり。其判決文が無罪を宣告しつゝも、裁判官の心中慊然たる所あると知るべし。

海軍省は躊躇せず、鎬木に對する審廷を開き、我海軍の信用を回復する道を求めざるべからず。海軍審問の結果、鎬木有罪と決することあらば、之れに嚴重なる處分を以てすべきは勿論、我海軍は之れに依りて世界に海軍の不熟練を證明する者とす。余輩は強て鎬木を回護して、責を敵手なるブラウンに歸せんとする者にあらず。責若し鎬木にあらば、天下の公道に依り彼を處するに嚴法を以てすべし。若し我海軍にして早く比問題を處分する手段を取らずんば、余輩は我海軍省は千島艦を沈没せしめたり。我海軍省は千島艦の問題を殺害したりと云はん。海軍省たる

者、早く之れが曲直を決する手段を取るべきなり。(句読点は筆者)¹⁵⁾

治外法権下の領事館裁判は、とうぜん日本側に不利になることは確実であった。現実には、イギリス船のノルマントン号が紀州沖で沈没したとき、同号の船長と乗組員が全員助かったのに対し、船客の日本人は全員が水死した。この時の判決は、船長に過失なしであった。しかし、この判決に対し日本中から激しい不満の声が沸き上り、世論は沸声した。今回の事故についても同様に、先の新聞記事は世論の怒りをまず喚起しようとしている。

ラヴェンナ号の船長に対し無罪の判決が下されたからといって、それがすぐ千島艦に過失があり有罪になるという性質のものではなかった。今回の海事審問は、船長ら乗組員が職務上きちんとその責任をはたしたのか、あるいは懈慢にして過失となるどころがなかったのか、それについての裁判であった。したがって、船長が無罪になったとはいえ、衝突の責任が直ちに一方に帰すことになるものでもなかった。そうはいっても、船長の無罪は海軍省ばかりでなく日本中を驚かすに十分なものがあり、このあと世論の喧争は高まりをみせていった。それにしても、海軍省が早急にこの問題に対し適切な対応をしないのであれば、千島艦を沈めたのは海軍省だと論断する先の論説には、明治の新聞人の気骨をみる想いである。

明治25年12月28日にラヴェンナ号の船長以下に無罪の判決がでたあとすぐ、海軍省側はラヴェンナ号を相手取りイギリス郵船 (P.&O.) に対する損害賠償さらには訴訟を起こす準備をし、一方で資料の収集を始めた。ただ、この時点で長崎地方裁判所において、ラヴェンナ号の水先案内人であった北野由兵衛之の審問が続けられており、まだ判決が下されていなかった。

北野由兵衛は日本人であるから、判決はとうぜん我が国の法律によるものだっただけに、海軍省はこの判決に注目し、その結果を待つことにした。北野由兵衛に過失があったとすれば、ラヴェンナ号船長にも大きな影響を

及ぼし、その結果いかんによっては、同号を所有するP.&O.社への損害要求の上でも異なった対応を取れることになるわけで、北野に対する判決をまず待とうとの気運が盛り上がった。

英國海事法によれば、その過失が一方にある場合には、その過失を犯した側が損害を賠償するのはもちろんであったが、もし両船が偶然に衝突した場合には千島艦側としては損害を要求する権利が生まれることになるだけに、水先案内人北野の判決を材料にし、その判決によって起訴に踏み切ることをもくろむだ。

ところが、海軍省か政府側からの圧力があったものか、裁判所の反応は素早かった。千島艦とラヴェンナ号との衝突事件に関しては、本来なら所轄の長崎地方裁判所が千島艦側の取り調べを行うはずであったのだが、鏑木艦長心得、志水恒雄一等兵曹、渡辺儀三郎三等兵曹らは明治25年12月7日に上京を命じられ、海軍省での軍法会議で陳述したり、また25年12月18日の青山墓地での千島艦乗組士官の葬儀で吊詞を述べたり、さらに12月23日の第4回目の横浜英國領事館での海事審問に出席するなど東京に滞在していた。

長崎地方裁判所は上京中の鏑木大尉らを長崎に呼び戻し、その上で取り調べるのは徒に日数を費やすとして、東京地方裁判所に対して審問の件を囑託した。これを受けて、東京地方裁判所は明治26年1月10日に鏑木ら3名を召喚し、その始末を尋問した。

一方、千島艦沈没事件に関しては、海軍々法会議に於いて鏑木らは数回に渡って審問を受けていたが、明治26年1月25日に覆艦取調委員会は被告鏑木大尉の行為にはいささかの怠慢や不注意はなく、艦の安全を保っていたとして艦長に過失なしとの宣告し無罪の決定を下した。資料によって若干の違いが認められるが、その判決全文は下記のものであった。かなりの長文だが、千島艦沈没を正確に把握する上では重要な記録である。

軍艦千島艦長鏑木大尉の免訴

「

海軍大尉従六位 鏑木 誠

安政四年八月生

右軍艦沈没被告事件を審問するに、被告は軍艦千島艦長心得の職務を奉じ、該艦に乗組佛國より歸朝し、明治二十五年十一月二十九日午前六時長崎港を抜錨し神戸港へ向け航行の途中、同月三十日午前四時愛媛縣伊豫國和氣郡堀江沖由利島に並び、其距離山頂より一海里の場所に於いて針路を磁計方位北東四分の三東に取り、九海里半より十海里の速力を以て同四時四十分釣島燈臺に並び、其距離凡七鏈の場所に於いて透明なる白燈を、本艦右舷艦首凡四分の一點距離凡六海里に認めたり。

依て其動静を覗い、同船の舷燈を發見するに注意し五分時間許り進行するも紅緑の舷燈は發見せず。該白燈は漸次に本艦の右舷に開くを以て、乃ち興居島海峡の航路を來り。本艦の右舷を通過する艦船なりと思量し、二三度取舵に轉じ同船を右舷に避くるの準備を為し、絶えず舷燈を發見するに注意し進行すること凡六分時間なりしも、當時月既に落ち暗黒なるに同船の舷燈を認むる能はず。該白燈は漸次に本艦右舷に接近するを以て、更に取舵十五度に轉じ進行二分時間にして始めて同船の右舷緑燈を發見したり。而るに一分時間にして其緑燈は漸次に影薄くなりしを以て、更に取舵一杯に轉じ信號を報じたり。同時に緑燈は全く影を失ひ續て同船左舷の紅燈を認めたるも兩船既に緊接し、瞬間にして同船は其船首をもって本艦の右舷中央部に激烈なる衝突を為し、本艦は殆と中斷せられ二分時間許りにして全く沈没したり。

該船は英國ピーオー會社所属ラベナ號にして、神戸より馬關に向け進行する途中なり。軍艦千島の沈没したる場所は堀江沖興居島海峡にして、東經百三十二度四十分、北緯三十三度五十六分二十秒の位置なり。乗組總員九十名の内に於て、被告及び外十五名は該船の救助を得て僅に沈溺

を免かれたるも、餘の七十四名は悉く溺死したる事実なりとす。其證據は被告人海軍大尉鏑木誠、参考人海軍少尉土山哲三、同海軍一等兵曹志水恒雄、同海軍三等兵曹渡邊儀三郎の訊問調書、長崎地方裁判所に於て為したる證人ラベナ號水先案内人北野由兵衛の調書、神奈川英國領事裁判所の審問調書、軍艦千島航路圖面に徴して明了なり。

依て之を審案するに、被告がラベナ號を本艦右舷に避くるの準備を為し、二三度取舵に轉じたるは、元來同船の白燈を本艦右舷に認めたるのみならず、本艦右舷には興居島北端の淺瀬あるを以て安全なる方向を取りたるものなり。而るに同船の舷燈を發見せざる中に於て兩船漸次に接近するを以て、更に取舵十五に轉じたるは當時兩船の距離を推測し、充分航過するの餘地を作りたる者なり。

最後に同船の右舷緑燈を認めたるも未だ其船體を認めず、須臾にして其緑燈の殆ど滅するに至り、同船の稍方向を轉じたるものと思量し、猶萬全を謀り取舵一杯に取り信號を報じたる者にして、其處置着々本艦の安全を保つに出で、毫も怠慢の行為なきものと認定す。

右の理由なるを以て、本案被告事件は罪と為らざるに依り免訴す。
(句読点は筆者)¹⁶⁾

ラヴェンナ号の船長に無罪の判決が下され、今度は千島艦長に過失なしとなつては、巷の反応にはすこぶる複雑なものがあつた。最も危険な印度洋を無事に回航してきたのに、なんでまた波静かな瀬戸内で沈没しなければならなかつたのか。ラヴェンナ号の船長が無罪であるならば鏑木大尉は有罪で、鏑木が無過失ならラヴェンナ号のブラウン船長が有罪であるべきはずであるのに、両者共に無罪の判決を受けたいま、いったいどこに衝突の責任があるのか。千島艦沈没して74名の死者がでたというのに、その責の帰すべきところがないではないか。衝突の責任がどちらの船にあるのか判明もしていないのに、千島艦溺死者に対してはあたかも有功の戦死者を

待遇するかのように、送葬の際などに贈位があったのは変ではないのか。さらに、水先案内人である北野由兵衛は長崎地方裁判所の予審廷で有罪の判決を受け、いま公判廷に回されている。船長が無罪で水先案内人が有罪では、これは奇談としか言いようがないと報道する新聞さえあった。¹⁷⁾

畝傍艦が行方不明になったあと、花柳界では久しぶりに顔をだした鼯鼠客に、「ずいぶん畝傍でござんしたネエ」と語りかけたものだが、今度は役所等の予算やなんらかの企画を削除したり、反古にすることを「千島艦にしたり」と言うような造語も生まれた。それほどまで、千島艦問題に対する国民の関心は高く、さらに後々までもこの問題は尾を引いていった。

水先人北野由兵衛の有罪宣告

千島艦と衝突したラヴェンナ号は、明治25年12月6日から長崎の立神船渠において損所箇所（しんじょくしょ）の修繕補修をしていたが、2月19日にその補修が終了し21日に香港へ向け長崎を出航した。同号はそのあと香港・横浜間を定期的に運行しているので、損所箇所はそれほど大きなものでなかったことになる。

ラヴェンナ号の水先案内人であった北野由兵衛に対する審問は長崎地方裁判所で続けられていたが、2月3日に予審が終結し有罪と宣告された。その予審終結書は以下のようなものであった。

「 豫審終結決定書

兵庫縣神戸市中山手通三丁目十八番地

平民水先案内營業

當時長崎縣長崎市平戸町二十七番戸

井上タイ方止宿

北野 由兵衛 (五十九年)

右過失殺傷被告事件遂審理處

被告人北野由兵衛ハ我邦海上水先案内の爲め英國ピーオー會社に傭はれ中、同社所有の汽船ラヴェンナ號に乗組み其水先案内を爲し、明治廿五年十一月廿九日午後五時神戸港を抜錨し、山口縣下馬關に向ひ十二ノット強の速力を以て航行の途中、同月三十日午前四時四十五分愛媛縣伊豫國ノブツナ島の南沖合に於て、釣島燈臺に並び汽船の白燈一點を凡そ五マイルの距離に認めたり。其際ハ未だ衝突を避くるの用意を爲すべき必要を感ぜざるが故に、殆んど平常の航路を進行したるも、前面に他船を認め居るが爲め一層注意を加へ、四時五十分より平常の航路に比し五度西に轉じて進行し、而して已に十度も西に轉じたりと思ふとき、即ち四時五十三分の處に於て始めて他船の緑紅白三燈を一時に認めたるに依り、他船が俄に其左舷に方向を轉じたることを認知したり。

然るに、被告ハ尚ほ益々右舷に轉じて其信號を報じ、他船をして更に右舷に轉ぜしめ互に紅燈を見合せて通過せんことを計り、却て他船が先きに航路を避けたるにも係はらず、我針路を保守せずして衝突の虞あるべき位置に進航したるハ最も被告が注意の足らざる所にして、爲に危険に切迫し奮然臨機の處置を爲す可き時機を失ひ、纔かに右一杯の號令を發し、又左一杯及停止、且つ後退等の號令を發したるも更に其効無き爲め、遂に全速力にて他船の右舷中央部に船首を以て激烈なる衝突を爲し、殆んど他船ハ中斷したる有様にて、瞬間に睦月島と興居島の海峡北緯三十三度五十六分二十秒、東經百三十二度四十分の近傍に沈没したり。

然るに其沈没したる船ハ、即ち帝國軍艦千島號にして、海軍大尉鏑木艦長心得となり、他八十九名之に乗組み明治廿五年十一月廿九日午前八時長崎港を抜錨し、神戸港へ向け航行の途中同月三十日午前四時四十分愛媛縣伊豫國釣島燈臺に並び、其距離右舷正横に凡そ七鏈の處よりラヴェンナ號の白燈一點と右舷船首四分の一點を認め、九海里若くハ十海里の速力を以て進航すること四五分時間にして、尚ほラヴェンナ號の紅緑

の舷燈を發見せざるを以て、少しく艦首を左舷に向け進航すること凡七分時間、此間ラヴェンナ號の白燈ハ斷えず我右舷に見る如く進航し、彼我接近するに従ひ、更に十五度取楫一杯に轉じ其信號を報じたと同時に他船の綠燈消滅し、忽にして紅燈を發見するや否や他船ハ全速力にて本船の右舷中央部に船首を以て激烈なる衝突を爲し爲に、本船は瞬時にして沈没し、其乗組員の内貴島大尉外七十三名ハ溺死し、鏑木誠外十五名ハ生存したるも、其内鏑木誠外九名ハ創傷して疾病休業に至りたるものにて、即ち被告由兵衛が過失に起因したるものなり。

右事實の證憑充分なるを以て之を法律に照らすに、明治廿五年法律第五號海上衝突豫防法第二十一條（明治十三年第三十五號布告海上衝突豫防法規則第二十二條）、同二十七條（同二十三條）に違背したるに依り、刑法第三百十七條、第三百十九條に該當すべき輕罪なりと思料す。依て刑事訴訟法第六十七條に従ひ、長崎地方裁判所輕罪公判に付するもの也。

明治廿六年二月三日

長崎地方裁判所

豫審判事 日下部 進
裁判所書記 松井 繁樹¹⁸⁾

先の刑法第317条は疎虞懈怠または規則慣習を遵守せず、過失により人を死に至らしめたる者は20円以上200円以下の罰金で、刑法第319条は過失により人を創傷し疾病休業に至らしめたる者は2円以上50円以下の罰金という条文であった。

ラヴェンナ号船長のブラウン、さらに千島艦長心得の鏑木誠に対して無罪の判決が下されていただけに、北野由兵衛に対する有罪の判決は輕罪で終わっている。ブラウン側にはイギリス領事館や辣腕の弁護士が付き、鏑木側には帝国海軍が背後にいるとあつては、ひとり北野だけが実に損な立

場におかれ犠牲になったわけであった。しかし、千島艦問題はこの程度で終焉を迎えるどころか大きな政治問題となり、さらに日本政府とイギリス郵船との間で防訴抗弁を起こすなどますます社会問題化し、いつ終わるかわからない論争へと発展していくのである。

- 注 15) 「毎日新聞」、明治26年1月3日。
16) 「東京日々新聞」、明治26年1月28日。
「毎日新聞」、明治26年1月28日。
17) 「毎日新聞」、明治26年1月28日。
18) 「東京朝日新聞」、明治26年2月9日。